

平 19 福情答申第 8 号

平成 20 年 3 月 7 日

福岡市長
吉田 宏 様
(保健福祉局保健医療部地域医療課)

福岡市情報公開審査会
会長 吉 野 正
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例 (平成 14 年福岡市条例第 3 号) 第 20 条第 2 項の規定に基づき, 平成 19 年 10 月 4 日付け保医第 826 号により諮問を受けました下記の異議申立てについて, 別紙のとおり答申いたします。

記

「医療法人〇〇〇 財産目録, 財務諸表として「貸借対照表」, 「損益計算書」(直近 3 期)」の一部公開決定処分に対する異議申立て

答 申

1 審査会の結論

「医療法人〇〇〇 財産目録，財務諸表として「貸借対照表」，「損益計算書」（直近 3 期）」（以下「本件対象文書」という。）について，福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）のうち，実施機関が公開するとした部分については，公開することが妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，平成 19 年 9 月 11 日付けで実施機関が本件対象文書の公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対して行った一部公開決定処分をの取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての経過

① 平成 19 年 8 月 23 日，公開請求者は，実施機関に対し，福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により，本件対象文書について公開請求を行った。

② 平成 19 年 8 月 27 日，実施機関は，条例第 16 条第 1 項の規定に基づき，本件対象文書に情報が記録されている第三者である異議申立人に対し，意見書を提出する機会を与えた。

③ 平成 19 年 9 月 1 日，異議申立人は，本件対象文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した。

④ 平成 19 年 9 月 11 日，実施機関は，本件対象文書のうち，理事長印の印影は条例第 7 条第 2 号に該当するとして，条例第 11 条第 1 項の規定により本件決定を行い，その旨を公開請求者及び異議申立人に通知した。

⑤ 平成 19 年 10 月 1 日，異議申立人は，本件決定について，これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

⑥ なお，実施機関は，異議申立人の申立てにより，本件異議申立てについて決定するまでの間，本件対象文書の公開を停止している。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は，異議申立書及び平成 19 年 12 月 6 日付け反論意見書において，お

おむね次のように主張している。

① 条例第4条関係

本来、計算書類は非公開である。

例えば、銀行その他の金融機関にあっては、顧客の決算情報や計算書類は、「秘密情報」や「信用情報」に該当するべきものとして厳重に管理され、当該金融機関から外部への流出が許されない守秘義務の対象とされている。（金融庁のガイドライン等による）

実際、複数年度にわたる決算書類を入手して分析すれば、当該医療法人の収支だけでなく、当該医療法人に勤務するものの報酬等や取引しているものの対価や取引規模などの幅広い情報が得られ、かつ複数年度の比較も可能で、本来は決して得られない筈の法人の信用情報がいとも簡単に得られてしまうことになる。

そもそも取引関係者でもない者が、特定の法人の決算書類ひいては信用情報を入手しようとする目的は、正当な経済活動目的にあたるとは到底考えられず、情報を入手して転売するなど反社会的目的での利用がなされるといふしかなく、このような者の情報公開請求は権利の濫用であるといふほかない。

② 条例第7条第1号関係

ア 特定の個人が識別される虞がある（他の情報と合わせて）

個人の氏名（フルネーム）は、「個人情報の保護に関する法律」における「特定の個人を識別することができる」個人情報とされている。

今回の公開対象である「利益金処分計算書」には、理事や監事の氏名（フルネーム）が記載されており、これにより個々人が識別されてしまうことになるから、脅迫、嫌がらせなどの誹謗中傷行為が連続する懸念があり、場合によっては犯罪にも用いられかねないものといふべきである。

イ 個人の権利利益が害される虞がある

上記のほか、損益計算書と在籍医師等のデータを照らし合わせることで、在籍医師等の平均給与がごく簡単に算出でき、各法人に在籍している者の権利利益が害されかねない。

③ 条例第7条第2号関係

ア 競争上の地位その他正当な利益を害する虞がある

(ア) そもそも決算情報等が用いられる用途について考えたとき、その企業としての信用力を測る用途以外に正当な目的は考えられない。しかし当法人は上場企業ではなく、又、取引関係又は金融機関で与信を依頼している関係者には、十分な信頼を頂いてきたもので、今回のような形で公開をするべき正当な理由は皆無である。

(イ) 上記①でも述べたように、本来、計算書類は非公開である。このような非公開情報を殊更入手しようとしていることに鑑みると、公開を求める者は、

法人に対して正式に任意の公開を求めた場合には、謝絶されるような属性の者であるか、または断られるような意図目的のために入手を図る者としか考えられず、場合によっては反社会的勢力である可能性も否定できない。

(ウ) 以上のように、情報公開を利用して決算情報等の入手を図る意図目的は、正当な経済活動を意図したものとは到底考えられず、逆に競争上の地位その他正当な利益を害する意図があるものというほかなく、場合によっては医療機関の買収を図るファンドなど営利企業による参入のためではないかと考えられる。

イ 実施機関の要請を受けて公にしないと条件で任意に提供された情報である。当法人は、一私法人であって上場企業ではなく、決算情報・信用情報については、税務署同様、公にしないとという前提で提出している情報である。

ウ 通例として公にしない情報である。そもそも決算情報等は、対象の信用力を測る用途に用いられるものであり、当法人は、一私法人であって上場企業ではないから、決算情報・信用情報については、真実に利用関係のある金融機関等にしか開示しない情報である。しかも、金融機関等は、上記①で述べたように開示した情報について守秘義務を負っており、通例として公にはならない。今回開示請求した者は、守秘義務を負わず、情報を自由に悪用できる者であるが、どこの企業体であっても、このような者に対して、決算情報等を開示することは通例としてはあり得ないのであり、当法人も同様である。

④ 条例第8条関係

ア 上記で述べた趣旨からすれば、仮に公開するときであっても、内容は「貸借対照表」のみ一部開示に止まるのが妥当であり、「損益計算書」の開示には弊害が極めて大きいので、「損益計算書」を除いた部分公開に止まるべきである。

イ また、同様に上場企業が日本経済新聞などに掲載する決算公告でも、「決算報告書」の掲載はなされていないところ、一私企業に過ぎない当法人が上場企業以上の開示を必要とする理由はないものであり、「決算報告書」の公開の必要性は皆無で弊害が大きいことから、「決算報告書」を除いた部分公開に止まるべきである。

⑤ 現時点での開示は義務なし

当法人は、従来の医療法人であり新たな医療法人ではない。

法は、平成20年4月1日以降に事業報告書の閲覧を供することを求めており、現段階で開示しないという意見を提出している当法人を無視して開示することまでは求めていない。

平成20年4月1日以降閲覧に供される事業報告書と現在の決算届（財務目録・貸借対照表・損益計算書）とは、情報量に格段の差がある。

即ち、現行での法人の決算書を公開した場合、損益計算書においては、医師、看護師、事務等の職種別の人件費や材料費の内訳等が細かく記載されており、来年度以降閲覧に供される予定の事業報告書とは雲泥の差がある

決算書開示によるメディカル・ファンドによる医療法人の買収によって病院の営利目的化が行われ、医療の理念も崩壊するおそれが強い。

⑥ 決算書を開示する必要性が存在しない

株式会社は、株式を上場している会社以外の決算書は未公開で、「従来の医療法人」は、いわば株式を上場していない「中小企業」と同様であって、財務の健全性の要請は当然にあるものの、収支内容等の詳細な開示が、それ自体、要請されているものとはいえない。

医療法人の場合、本来、非公開の法人であり、「投資家」が存在してはならない。よって、不特定多数の利益を保護すべき必要性はない。

また、医療法人は、経営を「公開」している訳ではなく、市場から利益を得ている訳でもないから、公開を拒むことは適切であるといえることができる。

来年以降、一部情報の公開が制度化されても、それは現段階での医療法人の経営の健全度を知りたいという患者その他の「正当な利害関係者の要望」に応えるという趣旨目的に出たものといえる。

しかし、今回のような過去に遡った開示は、開示の形態、内容等から勘案して、上記趣旨目的とは明らかに異なり、現段階での健全度を知りたいという「正当な利害関係者からの要望」を大きく逸脱し、具体的には、医療法人を利益の源泉としか見ず、投資対象とする意図が明白であるといえる。

⑦ 今回の開示請求の不当目的

決算書を3期分時系列でみる方法は、会計の初歩であり、分析如何では経営手法や戦略、企業の強み弱みなど知り得るのである。

更には、赤字先・繰損先・債務超過先においては、仕入先との価格交渉や支払方法交渉においても、不利な立場になることは必定。また、間接・直接金融を問わず、資金調達に支障をきたすことは容易に想像が付く。

更に上記で述べたように、情報開示申立人が反社会的勢力の可能性もある。

以上のような観点からして、来年度からは事業報告書の閲覧が可能となるこの時期に敢えて情報開示の申立てまでして情報を知りたいとするのは所謂「プロ」の会計知識をもつものであると考えるのが自然である。

⑧ まとめ

福岡市で創業し約50年の長きにわたり地域に根ざし地域住民の健康を担い、雇用を維持・拡大させ、相応の納税者として義務を果たしてきた企業に対し、今回の開示が何を目的とし、意図しているかも考えず、また当法人の意見に耳もかさず、個々の企業の立場も理解せず、医療法人はすべて同じ立場であると考え、ただ条文条例を盾に公開決定を出すなど理解できない。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、平成19年11月9日付け弁明意見書及び平成20年1月9日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

① 医療法人の財務諸表の公開についての考え方

医療法人は営利を目的としない中間法人に位置づけられていて、その公益性は高く、運営の透明性の確保が求められている。社会医療法人（特別医療法人）を除いては収益事業が禁止されるなど、医療法人が行うことができる事業は限定されており、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第54条の規定では剰余金の配当が禁止され、非営利性を担保した適正な運営に資さなければならないことから医療法人の財政状況を示す財務諸表は非公開にしなければならない理由はないと考える。

また、法が改正され（平成19年4月1日施行）、法第52条第2項の規定により、事業報告書等は閲覧の請求があった場合には、それを閲覧に供しなくなりましたが、地域の医療提供体制を担う医療法人に対する信頼をさらに高めるべきであるとした医療法人制度改革の考えから、法に基づき提出された決算届（財産目録、貸借対照表、損益計算書）についても開示することは妥当であるとする。

条例第7条では、非公開情報を除いて公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならないと規定されている。非公開情報とは本条第1号から第6号に掲げられている情報である。

当該法人の印影を除いては、非公開情報には当たらないと判断した理由は次のとおりである。

財産目録、貸借対照表、損益計算書（以下、「財産目録等」という。）からは、当該法人の一定期間及び一定時点における財政状態や経営成績、資産及び負債が明らかとなるものであり、経営の規模や収支の状況から経営の状況はおおむね把握することは可能である。しかし、資産の運用方法や経営戦略など具体的内容が記されていないならば、当該法人の明確な経営手法や戦略をうかがい知ることが困難であり、競争上の地位を害するおそれがあるとは考えにくい。

したがって、財産目録等から判断される財政状態や収支の結果から当該法人の信用を著しく失い、経営の継続が困難に陥るほどの蓋然性は認められない。

なお、「正当な利益を害するおそれ」の同条例上の解釈では、法人等の正当な利益が、具体的かつ明らかに侵害されると認められる場合を意味し、「おそれ」の程度については、単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する高い蓋然性を求めている。

また、財産目録等の項目については、法人の個別具体的な事項（金融機関名や取引先等）は、法人の施策や経営ノウハウ等が把握できるおそれがあるため非公開とするが、決算書類の一般的な区分は原則公開とする取り扱いを行っている。

② 申立人の意見について

ア 条例第4条関係

特定した法人の決算書類等の情報の請求は権利の濫用であるとの意見については、

条例は何人もいかなる目的によらず公文書の公開を請求することができるとしており、本件は条例上の通常の手続きによる公開請求であり権利の濫用にあたらぬ。

イ 条例第7条1号関係

特定の個人が識別されるおそれがあるとの意見については、「利益金処分計算書」は、公文書公開の対象ではないため非公開であり、その他個人名は公開事項にない。

個人の権利利益が害されるおそれがあるとの意見に対しては、医療従事者の給与は在職歴や役職等の身分により異なると考えられ、損益計算書により職種毎の給与の合計が把握できても特定の個人の給与を窺い知ることは困難であるため、個人情報には該当せず個人の権利利益が害されるおそれは極めて低いと考える。なお、当該法人のホームページ及びインターネットの求人情報で●●●病院の給与額が公開されている。

ウ 条例第7条2号関係

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとの意見については、上記でも述べているが、公文書の公開請求があった場合は、その目的は問わず非公開情報を除いては原則公開である。当該法人から提出された公文書の公開決定等に対する意見書及び異議申立書の理由からは、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるほどの高い蓋然性は見受けられない。

また、任意に提供された情報との申し立てであるが、情報公開請求の対象となった決算届の提出については、法第51条の規定に基づく義務であり、任意提供されたものではない。

財産目録等の公開が通例として公にしないこととされているかどうかについては、改正後の医療法では、医療法人の運営をより透明なものとする観点から事業報告書等の作成を義務づけ、その閲覧の請求があった場合には、閲覧に供しなければならなくなったことから通例として公にしないものにはあたらないと考えられる。

なお、今般これらの情報公開請求は他の医療法人に対しても行われているが、複数の医療法人からは公開しても差し支えないとの回答を得ているため、財産目録等を公開することによって当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するほどの不利益を生じるおそれはないと判断した。

エ 条例第8条関係

先に述べたとおり、当該法人の印影を除いては非公開情報には当たらないと判断しており、それを除いては条例第7条の規定により公開しなければならないと考える。

4 審査会の判断

当審査会は、上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、実施機関が非公開とした部分については特段の判断をする必要性はないことから、本件決定のうち、実施機関が公開するとして、異議申立人が異議を申し立てた部分についてのみ、次のとおり判断する。

(1) 医療法人について

- ① 病院，医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は，法の規定により，これを法人とすることができ，この法人を，医療法人と称する（法第 39 条）。

医療法人については，昭和 25 年に民間非営利部門として位置づけるための制度が医療法上に創設され，制度創設時より一貫して剰余金の配当が禁止され（法第 54 条），営利性が否定された法人制度である。

また，これまで医療法人は，地域の医療提供体制の担い手の中心として，地域で求められる医療サービスを確実に，効果的かつ適正に行うため，自主的にその経営基盤の強化を図るとともに，提供する医療サービスの質の向上及び経営の透明性の確保を図ってきたところである。そのため，地域での医療サービスを行うという公益性の高い医療法人の決算情報の公開に係る問題は，社会的要請と法人等の正当な利益等の保護とを十分考慮して行われるべきものである。

- ② 医療法人の財産目録等については，平成 19 年 4 月 1 日改正前の法（以下「改正前医療法」という。）においては，毎会計年度の終了後二月以内に，決算を都道府県知事に届け出なければならない（改正前医療法第 51 条第 1 項）。決算を届け出るときは，財産目録等を提出しなければならない（改正前医療法施行規則第 33 条）。また，財産目録等の閲覧については，医療法人の債権者は，医療法人の執務時間内はいつでも，その書類の閲覧を求めることができる（改正前医療法第 52 条第 2 項）と規定されていた。

一方，法が平成 19 年 4 月 1 日改正され，毎会計年度の終了後三月以内に，都道府県知事に財産目録等を届け出なければならない（法第 52 条第 1 項）。また，財産目録等の閲覧については，**医療法人（社会医療法人を除く。）は，財産目録等を各事務所に備えて置き，その社員若しくは評議員又は債権者から請求があつた場合には，正当な理由がある場合を除いて，これを閲覧に供しなければならない（法第 51 条の 2）。**さらに，医療法人の経営の透明性を確保し，地域の医療提供体制を担う医療法人に対する信頼を更に高めるため，新たに，都道府県知事は，届出のあつた財産目録等について請求があつた場合には，閲覧に供さなければならない（法第 52 条第 2 項）と規定されており，一般人からも都道府県知事に閲覧を請求できることとなっている。

なお，財産目録等の届出及び閲覧先については，福岡県事務処理の特例に関する条例（平成 11 年条例第 37 号）第 2 条中の別表の六に「法第 52 条第 1 項の規定による医療法人の事業報告書等の受領」，同ノに「法第 52 条第 2 項の規定による医療法人の定款，事業報告書等の閲覧」において，福岡市で行うものと規定されている。

(2) 本件対象文書について

- ① 本件において，公開請求者が公開を請求した公文書は，当該医療法人から福岡

市長に、改正前医療法第 51 条第 1 項に基づく決算に関する書類として提出された以下の財産目録、損益計算書(医療法人全体、病院・診療所及び法人独自の損益計算書)及び貸借対照表(医療法人全体、病院・診療所及び法人独自の貸借対照表)である。

ア 財産目録

財産目録とは、一定の時点において、法人が保有するすべての資産(土地、建物、現金、預金等)の金額とすべての負債(借入金等)の金額について、その区分、種類ごとに一覧にし、法人の財産状況を明らかにしたものである。

イ 貸借対照表

貸借対照表とは、企業の一定時点(決算日)における資産・負債・資本の総括表であり、企業の財政状態を表したもので、「借方」と「貸方」に分かれており、借方には資産の部があり、当該医療法人の資産勘定として流動資産、固定資産、繰延資産及び資産合計の金額が表示される。一方、貸方は、負債の部と純資産の部に分かれており、負債勘定として流動負債、固定負債及び負債合計の金額、資本合計の金額並びに負債・資本合計の金額が記載されている。

ウ 損益計算書

損益計算書とは、一定期間の経営成績を明らかにするもので、わかり易く言えば、どのように利益が出たのかを表にまとめたもので、医療法人の本来業務である病院及び診療所の事業並びに附帯事業等ごとに、その損益として、医業収益、医業外収益、特別利益、医業費用、医業利益、医業外費用、経常利益、特別損失及び税引前当期純利益等の金額が記載されている。

② そして、実施機関の説明によると、損益計算書及び貸借対照表については、平成 7 年 4 月 20 日付け指第 26 号厚生省健康政策局指導課長通知「決算の届出等について」により、医療法人全体、病院・診療所及び介護老人保健施設に係る様式が示されており、福岡市もこの様式と同様の内容で届け出様式としている。しかし、財産目録については、上記指導課長通知において特段様式は示されておらず、福岡市も様式を示していない。また、損益計算書及び貸借対照表については、福岡市の指定様式とともに、市の示した様式以外に医療法人独自の様式も認めており、市指定様式と本件法人の独自様式が本件対象公文書となっている。

③ 実施機関は、本件対象文書のうち、当該法人の代表者の印影を除いて全て公開するとしている。

④ なお、実施機関は、本件対象文書の公開について、異議申立人の申立てを受けて執行停止をしており、現時点で公開は実施されていない。

(3) 条例第 7 条第 2 号(法人等事業情報)該当性について

- ① 条例第7条第2号（以下「第2号」という。）は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等については、同号ただし書に定める情報を除いて、非公開情報と規定している。
- ② また、「正当な利益を害するおそれ」とは、公にすることにより、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等又は事業を営む個人の正当な利益が、具体的かつ明らかに侵害されると認められる場合を意味すると解される。そして、その判断に当たっては、当該情報の内容及び性質、当該法人等又は事業を営む個人の事業内容、行政との関係、憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性等を考慮して、総合的に判断する必要がある、「おそれ」の程度については、単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する高い蓋然性が求められる。
- ③ 異議申立人は、決算情報等が公開されると、医療法人としての正当な利益を害されるおそれがあり、当該公文書は、第2号に該当すると主張している。
- ④ 医療法人は、医療という人の生命、身体の安全に関わる公益性が高い事業を行う非営利法人（医療法人）であり、その収入の基本的な部分が、国民皆保険制度の下における健康保険という公共性の高い資金によって賄われているものであることからすると、このような公益性の高い医療法人の決算情報については、法人運営の透明性や医療法人制度に対する国民の信頼感を高めるために公開することが望ましいことであると考えられる。
- ⑤ また、財産目録等は、改正前医療法によると、その閲覧を医療法人に求めることができる者は、医療法人の債権者に限られているが、この債権者に対して閲覧を認めていることは、債権者の利益の保護のため、医療法人自らが行わなければならない財産目録等の公開について規定したものである。他方、都道府県知事に届け出られた財産目録等の閲覧について、改正前医療法には何ら規定されていない。このような法規定の下では、届け出られた財産目録等について公開請求された場合には、公開・非公開の判断は、情報公開条例のみに照らして判断すれば足りると考える。
- ⑥ 以上のことを踏まえて、本件対象文書について検討すると、財産目録等においては、異議申立人の全般的な財務状況がわかる情報ではあるものの、異議申立人の医療行為や取引行為に関する具体的な情報は記録されておらず、本件対象文書を公開することにより、その営業上、技術上のノウハウや取引上、経営上の秘密が具体的にわかる情報とは言えないものであるとともに、さらに、上記4(1)で述

べたとおり、公益性が高い医療法人は、経営の透明性を確保して市民の信頼を高めるべきという近時の社会的要請により法改正が行われた経緯もあわせて考慮すると、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるものとは認められず、第2号には該当せず、公開することが妥当である。

- ⑦ なお、異議申立人は、本件対象文書は実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供された情報であり、当法人は、一私法人であって上場企業ではなく、決算情報・信用情報については、税務署同様、公にしないという前提で提出している情報であると主張している。しかし、本件公開請求の対象となった決算の届け出については、改正前医療法第51条第1項の規定に基づくものであり、公にしないとの条件で任意提供されたものとは認められないことから、この主張は採用できない。

(4) 条例第7条第1号（個人情報）該当性について

- ① 条例第7条第1号（以下「第1号」という。）は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書のアからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。
- ② 異議申立人は、今回の公開対象である「利益金処分計算書」には、理事や監事の氏名（フルネーム）が記載されており、これにより個々人が識別されてしまうことになるから、脅迫、嫌がらせなどの誹謗中傷行為が連続する懸念があり、場合によっては犯罪にも用いられかねないものというべきである。また、損益計算書と在籍医師等のデータを照らし合わせることで、在籍医師等の平均給与がごく簡単に算出でき、各法人に在籍している者の権利利益が害されかねないと主張している。
- ③ 当審査会が確認したところ、「利益金処分計算書」は本件対象文書には含まれていないことが確認できたため、この点につき異議申立人の主張は認められない。また、損益計算書より在籍医師等の平均給与がごく簡単に算出できるから在籍医師の権利利益が害されるとの主張については、第1号を理由に非公開とできる場合は、特定の個人が識別される場合であり、在籍医師等の平均給与が簡単に算出できるからといって、特定の個人が識別できるとはいえないため、この点についても異議申立人の主張は認められない。

(5) 権利の濫用について

異議申立人は、本件請求は、そもそも取引関係者でもない者が、特定の法人の決

算書類ひいては信用情報を入手しようとする目的は、正当な経済活動目的にあたる
とは到底考えられず、情報を入手して転売するなど反社会的目的での利用がなされ
るといふしかなく、このような者の情報公開請求は権利の濫用であるといふほかな
い旨主張している。しかし、条例第5条に規定している公文書公開制度では、何人
に対しても等しく公開請求権を認め、公開請求者に対し、公開請求の理由や利用の
目的等の個別的事情を問うものではないから、本件公開請求が、異議申立人が主張
するような権利の濫用には該当せず、その主張は認められない。

(6) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件対象文書の公開に関するもののほか、特定の法人の決算書類
の情報公開請求は正当な経済活動を意図したものとは到底考えられない等、種々の
主張をしているが、これらの主張は、本件決定の妥当性に関するものではないと認
められることから、当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成19年10月4日	実施機関からの諮問
平成19年11月9日	実施機関が弁明意見書を提出
平成19年12月6日	異議申立人が反論意見書を提出
平成19年12月12日(第1部会)	審議
平成20年1月9日(第1部会)	実施機関からの口頭意見聴取及び審議
平成20年2月14日(第1部会)	審議

6 答申に関与した委員

吉野正，白杵昭子，多田利隆，福山道義